

意見陳述書

2018年4月16日

近藤ゆり子

意見陳述の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

シーテック社作成の「議事録」によれば、2013年8月、大垣警察署はシーテック社を呼んで「大垣市内に…『近藤ゆり子氏』という人物がいるが、御存じか。…このような人物と繋がると、やっかいになる」と述べたようです。この時、私は風力発電計画の存在も知らず、シーテック社とは何の関係もありません。

警察は、私を日常的、継続的、長期的に監視し、収集した情報を好き勝手に利用していたのです。どれほどの期間、どれほどの量の情報を収集・集積し、どういう利用の仕方をしてきたのか？「議事録」に表れたのはほんの一部、氷山の一角にすぎないことは明らかです。

5歳になったばかりの夏、私は大人の会話に割り込んで「その話、論理が合わない」と理屈でやり込めました。その時、祖父母は「ゆり子は男だったら良かったのに。残念だ、惜しい」と慨嘆しました。男子なら褒められる事も女子なら否定される。「この世の中の『普通、常識』に合わせたら、私は自分らしく生きられない」と胸に突き刺さるような感じたことを、今でも鮮明に覚えています。それがその後の私の生き方の原点となりました。

「議事録」には「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」とあります。1995年末、私は亡夫を含めた大垣市民4名で「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げ、岐阜県下のさまざまな環境運動と出会い、全国各地の住民運動・市民運動と繋がりができました。

自ら動くことで信頼する仲間が得られることを、身をもって知りました。1998年に夫が急逝した後、私は一層多くの時間を市民運動に使っています。

2004年に名古屋地裁に提訴した自衛隊イラク派兵差止訴訟では、「訴訟の会」事務局として、全国12訴訟の原告を繋ぐ役割を担いました。2008年4月の名古屋高裁判決は、イラクでの航空自衛隊の活動を「9条1項違反」と断罪するとともに、平和的生存権は具体的権利である、と認めました。憲法の平和主義を深めることに貢献できたことは誇りです。

この社会には、まだまだ多くの不条理があります。それを見て見ぬふりをするとは、私には苦痛です。だから、私は平和や環境の問題などで行政相手の裁判を提起したり、街頭宣伝を行ったり、デモや集会を企画したり、市販の雑誌や市民団体の会報に寄稿したり、時には本を出したりしています。こうしたことは、すべて憲法で保障されていることです。同時に憲法12条前段の「不断の努力」の実践です。それが私の幸福追求権の行使であり、誰にも邪魔されたくはありません。

2015年6月、警察庁警備局長は、この事件に関する国会での質問に「管内における各種事業等…に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しておりまして…必要に応じて関係事業者と意見交換を行いますし、必要な情報については情報収集をするということでございます。」と答弁しました。驚き呆れました。住民運動・市民運動への露骨な恫喝です。

おかしいと思うことに対して声を上げること、共に行動しようと周囲に呼びかけることは、民主主義の基本のキです。それを「公共の安全と秩序の維持」を害するおそれがあるとして「目を付け」、監視の対象とする、それが警察の通常業務だ、と言い放ったのです。絶対に許せません。私は一層強く提訴への決意を固めました。

警察は、恣意的判断で、私の個人情報を収集し、収集した情報を集積し、利用しています。

裁判所におかれましては、警察庁と岐阜県警が保有する私たち原告に関する一切の情報を抹消するよう、被告に命じて下さるよう、切に願うものです。

以上